

環境衛生課からの お知らせ



吉備庁舎 環境衛生課
清水行政局 建設環境室
52-2111
ごみ分別すれば資源

生ごみはきっちり水切りをしてください

最近生ごみの水切りがきつちりとされていない状態でごみ出しされているケースが増えています。これでは集積場に集められた他のごみに圧縮されて中身が飛び出すことがあり、収集業務の妨げや衛生面で悪影響を及ぼすこととなります。あまりにごみの状態がひどい場合はごみの回収ができません。水切りを徹底していただきますようご協力お願いします。



乾電池回収ボックスに乾電池以外のものを捨てないで

使用済みの乾電池は各区内ごみステーション等に設置されている乾電池回収ボックスに入れてもらっていますが、最近そのボックスに乾電池以外の物（電球・ライター・空き缶・ボタン電池等）がたくさん混入されています。また、乾電池を袋ごと捨てないようにしてください。

※町ではボタン電池・小型充電式電池の回収は行っていません。原則、購入した販売店に持込んでいただくのが基本ですが、購入店等がわからない場合は、回収協力店（有田川町ホームページに掲載）に持込んでいただくようお願いいたします。



クリーンエネルギー補助制度

地球温暖化防止の一施策として実施しています。

補助制度を利用される場合は、着工前に申請が必要です。補助対象になるには条件がありますので、担当課までお問い合わせください。また、町が実施するアンケートや情報提供にご協力いただきます。

■太陽光発電設備補助制度

住宅用太陽光発電設備（10kw未満）を新設する方に補助します。

※中古品は除く

□対象者／太陽光発電システムを設置しようとする方で、本年度中に電力会社と電力需給契約を結ぶことができ、次のいずれかに該当する方

①町内に住所を有し、自ら居住する住宅に設備を設置しようとする個人

②町内に自ら居住するため、設備を設置した住宅を購入しようとする個人

□補助額／最大出力1kwあたり2万5千円、限度額10万円（モジュール出力で計算）

■太陽熱温水器等導入補助制度

太陽熱利用機器（ソーラー温水器等）を導入しようとする方に補助します。

※中古品は除く

□対象者／太陽熱利用機器を設置しようとする個人または事業者

□補助額／導入しようとする機器費用の3分の1以内、限度額10万円（ただし貯湯槽を屋上に設置するタイプは5万円）

□対象システム／太陽熱を給湯または空調などに利用する設備で未使用品に限る。サンルーム、ビニールハウスなどは除く。

